

# 太陽光

## 発電設備を、お持ちの

## 皆様へ

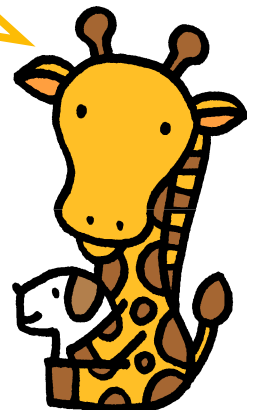


個人が(発電出力10KW以上の)太陽光発電設備を設置し、売電事業を行う場合は、“売電事業を行う事業用資産”として固定資産税の課税の対象となり、資産税課にその資産を申告する必要があります。(※下図参照)

- 『法人』及び『個人事業主』で太陽光発電設備をお持ちの場合は、出力に関係なく申告の対象となります。
- 申告の対象となる方は、設備を設置した翌年の1月末までに償却資産申告書の提出をお願いします。
- 裏面「申告書の書き方(見本)」を参考に、申告書を作成して下さい。

所有者区分	10KW未満 (余剰売電のみ)	10KW以上 (余剰売電・全量売電問わず)
個人(住宅用)	×申告対象外	○申告対象
個人(事業用) 法人	○申告対象	○申告対象

※売電収入の有無に関わらず



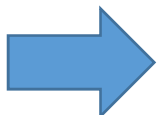
富士市役所 財政部  
資産税課 償却資産担当  
電話：0545-55-2745(直通)

※詳細ページに飛びます



いただきへの、はじまり 富士市  
～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中!～

裏面へ





種類別明細書（増加資産・全資産用）

（提出用）

※ 所有者コード		資産の種類		資産の名称等 (全角漢字、ひらがな、カタカナ・英数字で)		取得価額		耐用年数		※ 課税標準の特例 ※ 課税標準額		増加事由		摘要			
9876 543 210																	
行番号	資産の種類	資産コード	数量	年号	年月	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	1	2	3	4
01	1		1	R	1 5	1	500	000	10					○	2		
02	1		1	R	1 5	8	000	000	10					○	2		
03	2		1	R	1 5	7	500	000	17					○	2		
04	2		1	H	30 3	4	500	000	17					○	2		申告漏れ
05															1	2	
06															3	4	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14															1	2	
15															3	4	
16															1	2	
17															3	4	
18															1	2	
19															3	4	
20															1	2	
小計			4			14	300	000									

野立ての場合、これらも償却資産に該当します。

太陽発電設備関連の法定耐用年数は17年です。

太陽光パネルの他に、架台・送電設備・電力量計等一式が申告対象となります。

本体価格だけでなく、設置工事費用を含む合計額を記入してください。  
 確定申告で減価償却費を計上している場合、それと同じ金額で申告してください。(ただし、補助金分を減額するなど圧縮記帳をしている場合は、本来の正常な価額で申告してください。)  
 確定申告をしていない場合は、工事契約書等の金額の詳細がわかる資料で、ご確認の上、記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けて下さい。

※平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備(売電用)は、課税標準の特例が適用される場合がありますので、資産税課償却資産担当までお問い合わせください。